

医療・健康

日本には医療費の負担を軽くするための医療制度があります。日本に3ヶ月を超えて滞在する外国人は、次のうちのひとつに加入していなくてはなりません。

- ① 社会健康保険・・・会社や事業所に勤める人が加入します。
- ② 国民健康保険・・・社会健康保険に加入できない人が対象です。

この他に、公務員や学校の教職員を対象とした共済組合などがあります。

在日の家族の方が入っている社会健康保険も適用されますが、ほとんどの留学生の場合は国民健康保険に加入することになります。

1 国民健康保険（通常『国保』と呼んでいます）

『国保』は、病気やけがをした時に、国・地方自治体および個人が医療を分担し、経済的な心配をすることなく治療を受けることができることを目的とした医療保険制度の一つです。日本に3ヶ月を超えて在留する留学生は、全員『国保』に加入することになっています。ただし、家族などが、日本の国家公務員もしくは地方公務員または会社員等で、その被扶養者として共済組合や社会健康保険に加入している場合は、あらためて『国保』に加入する必要はありません。この保険に加入していると、国保を取り扱う病院で（ほとんどの病院が国保を取り扱っています）診療を受けた場合、治療費の30%を皆さんが支払い、残りの70%を国保が負担します。

（注）国民健康保険は、美容整形、歯列矯正、正常分娩には適用されません。

国保への加入方法

住んでいる地域の区役所/市役所の国民健康保険担当の窓口で「在留カード」（在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む）、学生証と印鑑（なくても可能）を持って、手続きを行ってください。後日「国民健康保険被保険者証」が交付されます。

<注意>

引越をしたときは14日以内に、これまで住んでいた区/市の区役所/市役所に保険証を持って転出手続きをし、転居先の区役所/市役所でも国民健康保険の変更手続きを行ってください。また、氏名や世帯主等が変わった場合も14日以内に、留学が終わり帰国する場合は帰国前に、国民健康保険課に届け出てください。

保険料の支払いについて

区役所/市役所ごとに多少違います。国保担当課に所得が一定額未満であると認められた場合、保険料の減額制度が適用されます（奨学金は、所得ではありません）。また、地方公共団体等によっては留学生のために、保険料の補助制度を設けているところもあります。くわしくは国保担当課の窓口で相談してください。

2 慶應義塾大学学生健康保険医療費補助

慶應義塾大学の学部・大学院の正規生は、全員『学生健康保険互助組合』に加入しています。

病気やケガで医療機関にかかった場合、その医療機関で『医療費領収証明書』に治療にかかった費用を記入してもらるか、領収書の原本を添付して、受診月を含め4ヶ月以内に各地区学生生活担当へ提出すれば、保険診療分の自己負担額から、同一医療機関・同一診療科の1ヵ月分を1件とし、1件につき1,000円を差し引いた額が、後日学生健康保険互助組合から給付されます（銀行振り込み）。なお、接骨院、整骨院、鍼灸院は給付対象外です。また、年度ごと、月ごとの給付最高額が定められています。

詳しくは『健保の手引き』をご覧ください。

<注意>

別科・日本語研修課程、慶應インターナショナルプログラムの学生、および研究生はこの組合に加入していませんので、補助が受けられません。

3 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中に生じた不慮の事故により身体に傷害を受けた場合の救済措置として、学部・大学院の正規生、研究生・特別短期留学生(国費生と一部の交換留学生のみ)、別科・日本語研修課程および慶應インターナショナルプログラムの学生を対象に、大学が保険料を負担して「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。教育研究活動中とは、大学内外での正課、大学行事、課外活動（学外の場合は事前に大学への届出が必要）を指します。また住居と学校施設等との間の通学、学校施設等相互間の移動中に発生した事故も対象となります。ただし、病気はこの保険の対象となりません。また、怪我の完治までに要した通院の回数によっては、この保険の対象とならないこともあります。

上記活動中に傷害を受けた場合は、すぐに学生部学生生活支援窓口に来てください。

4 国民年金

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」等が設けられています。所得が少なく国民年金保険料を納められない場合は、住んでいる区/市役所の窓口にご相談してください。

5 大学周辺で英語による診察が可能な医療機関

※ 英語ができる医師・職員が常時勤務しているとは限りませんので、事前に電話で確認してください。

1. 東京

病院名	住 所	電話番号
慶應義塾大学病院*1	新宿区信濃町35	03-3353-1211
済生会中央病院1	港区三田1-4-17	03-3451-8211
東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111
順天堂大学医学部付属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111
北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	03-3444-6161
田園調布中央病院*2	大田区田園調布2-43-1	03-3721-7121
聖母病院*3	新宿区中落合2-5-1	03-3951-1111
日中友好医院*4	渋谷区代々木1-38-5 KDX代々木ビル6F	03-6276-9788

- *1 原則予約制です。他の医療機関からの紹介が必要です。受付で必ず学生証を提示してください。
- *2 英語による診察は行っていない場合も多いので、必ず事前に確認してください。
- *3 外国人専用受付があります。シスターがボランティアで通訳をしてくれます。（英語・フランス語・スペイン語に対応）
- *4 中国語・韓国語の対応も可。

2. 横浜

病院名	住 所	電話番号
YOUヒフ科クリニック	横浜市港北区日吉本町1-21-9 小島ビル3F	045-561-8300
けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	045-221-8181

3. 川崎

病院名	住 所	電話番号
川崎市立井田病院*5	川崎市中原区井田2-27-1	044-766-2188

- *5 内科には英語、スペイン語の話せる医師が毎日勤務。外科には英語を話せる医師が毎日勤務。

4. 藤沢

病院名	住 所	電話番号
藤沢市民病院*7	藤沢市藤沢2-6-1	046-625-3111
小林国際クリニック*8	大和市西鶴間3-5-6-110	046-263-1380

- *6 英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・イタリア語・フランス語のボランティア通訳あり。要予約。
- *7 英語・韓国語・タイ語・スペイン語可。午前診察はタガログ語可。毎月1回土曜日にベトナム語通訳あり。

<注意>

診察を受けるときは、必ず国民健康保険証を持って行ってください。

6 外国語での医療相談

外国語で医療相談ができる団体

1. 特定非営利活動法人 AMDA（アムダ）国際医療情報センター

TEL 03-5285-8088

<http://amda-imic.com/>

8カ国語（英語，中国語，スペイン語，韓国語，タイ語，ポルトガル語，フィリピン語，ベトナム語）で電話による医療相談（無料）ができる民間団体です。外国語の通じる病院・医師の紹介，医療制度の説明等を多言語で行っているほか，診療時の無料電話通訳を行っています。

2. 東京都保健医療情報センター

- (1) 医療情報サービス TEL 03-5285-8181 （毎日／午前9時～午後8時）

外国語で受診できる東京都内の医療機関や日本の医療制度についての案内が受けられます。対応できる言語は，英語，中国語，スペイン語，韓国語，タイ語です。

- (2) 都内の医療機関検索ウェブサイト（英語版）

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq/qq13enmnl.asp>